

# 朝霞市児童虐待重大事例振り返り作業結果報告書（概要版）

平成25年3月  
朝霞市児童虐待防止等検討委員会

## 1 作業の目的

平成24年7月に発生した5歳男児（以下「児童」という。）の死亡事例について、振り返り作業を行い、今後市として取り組むべき課題等を整理し、同様の事例が再び発生することがないように、未然に防止するための方策を検討することを目的とする。

## 2 作業の方法

朝霞市児童虐待防止等検討委員会は、児童相談担当課をはじめ、関係機関から提供された資料（日誌や面接記録、会議録、メモ等）を直接確認し、合わせて関係職員から聞き取りを行い、事実関係を把握した上で、ケース支援の問題点や課題の抽出と整理を行い、再発防止にむけた提言についての検討を行った。

## 3 事例への対応の課題

児童は、DV関係の下にあり、かつ情緒的に不安定だった母親及び母親の交際相手からの身体的虐待、心理的虐待、及びネグレクトを受けていたという認識にたち、事例への対応の課題について考察し、以下のとおり整理した。

## (1) 本事例についての見立て

支援に関わった複数の機関の児童についての見方は概ね一致している。しかし、以下に挙げたことに関していえば、当時の支援チームの評価・分析・理解、及びこれに基づく対応に不十分さがあったものと考ええる。

### ア 危険への認識

第2回目の一時保護後、児童の家庭引き取りについて、市と児相は、意見が異なった状態であった。市及び児相は、本来は持つべきだった「児童に危険が及ぶ。」という認識を持っていなかった。

### イ 母親について

市は、母親の衝動性の高さについての認識が十分でなかった。母親は、不安定な状態のもとでは、衝動的な行為に及ぶことがあり、その結果、児童の安全が脅かされる可能性があることを、意識しておかなければならなかった。

### ウ 交際相手について

市や児相は、交際相手が問題のある人との心証を持ちながらも、徐々に肯定的な見方を持つようになり、交際相手が母親のみならず実父をも支配しつつあったという関係や構造については、DVについての知識の不足から認識が不十分であった。

### エ 母親との相談関係を維持することに関心が偏っていたと思われる児童相談所の方針を反転させられなかったこと等

児相は、一時保護を通じて、手のかかる子どもを良く養育している母親という見方を持ち、児童の危険を予見せず、母親との相談援助関係を維持することに関心を傾けていた可能性がある。

これに対して市は、このような児相の方針を覆すことができなかったこと、それ以上に、妊娠中の母親の支援に取り組まなければならない、児童におよぶ危険を把握することへの関心が相対的に低下させていた可能性が高い。

### オ 家族の変容への認識の薄さ

児相及び市では、交際相手が母親とともに面接に加わる中で、今までの相談関係が維持されると受け止め、一時保護の前と後では、「異なるメンバーによる、異なる家族のもとでの生活」が営まれるという認識が薄かったと推察される。新たな家族のもとでのメンバー相互の関係や生活の変化を家庭訪問により、確認すべきであった。

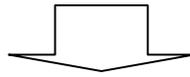
### カ DV関係についての理解

実父と母親との関係においても交際相手と母親との関係においても、DVのある配偶者間に見られる特徴が認められたにもかかわらず、これを十分意識して、交際相手や母親と関わってきたかという点で、不十分さが認められる。

### キ 児童を親族が監護することを疑うことがなかったこと

児童は家庭に引き取られたのち、死亡するまでの約1ヶ月間、保育園に登園していなかった。市は、このことを重大視せず、母親の説明を受け入れて、事実関係を十分確かめなかった。また、児童が保育所を欠席していることを児相に報告するのが遅れた。

このことを、たとえ担当者が気づき得なかったとしても、組織としては、スーパーバイズ・支援状況の進行管理を通じて、気づく必要があった。



### 提言①：アセスメント力の向上

長期間に渡って支援を行ってきた場合、家族や家族全体の状況の変化に応じたアセスメントを行うことが重要である。

職員個人のアセスメント力は、職場内研修に加え、外部機関が行う専門的な研修や実務研修、さらに、外部の専門家を招いて行う内部研修などを定期的実施することで高める必要がある。

また、社会福祉士等の専門職を配置するほか、中長期的な視点で計画的に人材の確保や育成を図っていくことで、職員のアセスメント力の向上につなげることが必要である。

### 提言②：ケース支援・援助における進行管理体制の改善

ケース支援・援助に対する進行管理は、2か月に1度の要保護児童対策地域協議会の実務者会議で行われている。この会議は、現状では、踏み込んだ協議を行うことが困難で、情報の共有化にとどまっている。

こうした状況を改善するために、実務者会議の資料（様式）を個別ケースの課題、支援方針、関係機関の役割分担を記述したものに改め、会議に参加する各関係機関が、自分たちが果たすべき役割をもう一度吟味し、それぞれの役割や協働のあり方を中心に検討することが必要である。

## (2) 個別支援会議（要保護児童対策地域協議会）の運営

本ケースにおいて、21回の個別支援会議が開催され、各関係機関の情報共有がなされてきたにもかかわらず、事件発生を防ぐことはできなかった。

### ア 危険性を評価した結果を共有した上で、支援方法が議論されなかったこと

平成24年5月9日に行われた21回目の個別支援会議では、一時保護の延長を求める市と、延長は困難とする児相の主張が、全く解離したまま進行していた。事例についての見立てや危険性について議論し、この結果に基づいて、支援方法を議論するべきであった。

### イ 支援方針が未確定なまま、次回の協議日程を明確に定めなかったこと

支援方針が決まらなかったにもかかわらず、次回の個別支援会議の実施日時が決められなかった。緊張感を維持する上でも次回の会議日程を明確に決定するべきであった。

### ウ 支援方針が未確定な期間におけるモニタリング体制の確認がなされなかったこと

支援方針が未確定な期間における、暫定的なモニタリング体制について協議されていなかった。

### エ 会議を俯瞰するスーパーバイザーの立場が不在であったこと

個別支援会議は各関係機関が対等であることに大きな意義を持つが、一方で議論が膠着すると一定の結論をみないまま終了してしまう欠点がある。議論の経過を俯瞰し、アドバイスを与えるスーパーバイザーを配置する必要があった。



## 提言：個別支援会議（要保護児童対策地域協議会）の運営の改善

上記の課題を踏まえ、検討が的確なものになるよう個別支援会議の運営を改善する必要がある。また、次回開催について曖昧にしないことや確認された内容を共有の記録を残すなど継続性を確保できる仕組みが必要である。

### (3) モニタリング体制

#### ア 引き取り時の体制の再検討がなかったこと

一時保護からの家庭引き取りに当たっては、再度、モニタリング体制について検討する必要があった。

#### イ 支援契約

一時保護を解除して家庭に引き取る際には、継続的な支援契約を結び、次の面接等をあらかじめ約束しておくことが必要であった。

#### ウ 家庭訪問

家庭訪問は、家庭の状況も把握でき、家族関係や育児能力のアセスメントに有用な情報を得ることができる。一時保護を解除し、家庭引き取りをする際には、支援契約の中に家庭訪問をすることを含める必要があった。

#### エ 目視

これまでの死亡事例も、第三者が児童に会えなくなった後に起きていることが多い。今回も目視による安否確認ができていなかったにもかかわらず、これが意識されていなかった。

#### オ 事実をつかむことの必要性

保育所に通うことが前提で、他の支援が計画されていなかった。

また、保護者が保育所を休ませることはない、たとえ休ませても保護者からの連絡には嘘はないという思い込みから、事実をつかむことができなかった。



### 提言：モニタリング体制の充実

子どもと家族の状況を客観的に把握するという視点にたち、関係機関が協働して、適切なモニタリングを行うことが不可欠であり、関係機関全体でのモニタリング体制の充実を図る必要がある。

#### (4) 支援体制

##### ア 児童相談担当課の課題

児童相談担当課は、困難な事例を多数支援するとともに、多岐にわたる事務を限られた人数で担当しており、スーパーバイズの体制も十分ではなかった。

##### イ 児童相談所の課題

児相の児童福祉司は、朝霞市の全域（人口約13万人）を1名で担当するという状況であった。

児相には、スーパーバイズを担当する職員や家族支援等を担当する職員などが配置されていたものの、これは、国の基準に照らして不十分な体制であった。



#### 提言①：再発防止に向けた組織体制の整備・強化

市の組織として、児童相談や児童虐待などに関する専門知識を持ち、ケース支援の対応経験がある職員などの専門職の配置をさらに進める必要がある。

市として、関係機関が集まる要保護児童対策地域協議会に、個別ケースの支援を調整できる外部のスーパーバイザーを設置することを提言する。

外部のスーパーバイザーに参加してもらうことで、客観的な視点が確保され、それぞれの関係機関の状況や判断などを検証できるので、複雑な個別ケースの支援方針などをまとめる際には、有効な手法になると考えられる。

なお、スーパーバイザーは、児童虐待などに関する専門知識やケース支援の経験がある者に依頼する必要がある。

#### 提言②：関係機関への要望

実際の業務にあたる職員が適切に配置されていることが不可欠である。

関係機関においても、同様に適切な職員数が確保され、配置される必要がある。

児相は、人口4万人から7万人までを標準とする児童福祉司の担当区域にもとづき、早急に職員配置を改善されることを求める。

関係機関の連携は、それに見合う職員がそれぞれに配置されることで、適切な時期に、適切な協議の機会を設けることができ、その上で、適切な連携ができるものである。